

独立行政法人雇用・能力開発機構業務方法書の一部改正について（概要）

第 1 改正趣旨

東日本大震災の被災者を支援するため、財形持家融資の条件の変更について特例措置を設けること。

第 2 改正内容

1. 償還を延長する期間及び元利金の支払を猶予する期間を 5 年以内とすること。
2. 元利金の支払を猶予する期間中の利率を最大 1. 5 %引き下げた利率又は 0. 5 %を下限とした利率のいずれか低い率とすること。

第 3 施行期日

施行日は、平成 2 3 年 5 月 2 5 日とすること。